

平成 28 年 度
年 次 報 告
(案)

個人情報保護委員会

本年次報告は、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号）第79条の規定に基づき、個人情報保護委員会の平成28年度（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）の所掌事務の処理状況を国会に報告するものである。

なお、本報告中の法令については、他に特段の記述がない限り、参照の便宜のため、「個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律」（平成27年法律第65号）の全面施行（平成29年5月30日）後の条文番号及び条文によることとした。

目 次

第1章 委員会の組織等及び所掌事務	1
第1節 委員会設置の経緯	1
1 特定個人情報保護委員会の設置	1
2 個人情報保護委員会の設置	1
第2節 委員会の組織等	1
1 組織	2
2 予算	2
3 組織理念	2
第3節 委員会の所掌事務の概要	3
1 個人情報保護法に関する事務	4
2 マイナンバー法に関する事務	5
3 個人情報保護法及びマイナンバー法に共通する事務	9
第2章 委員会の所掌事務の処理状況	10
I 個人情報保護法に関する事務	10
第1節 個人情報保護法の推進	10
第2節 改正個人情報保護法等の全面施行に向けた準備	10
1 改正個人情報保護法の全面施行に向けた準備に係る取組状況	10
2 改正行政機関個人情報保護法等の施行に向けた準備に係る取組状況	13
II マイナンバー法に関する事務	14
第1節 監視・監督、苦情の申出に係るあっせん等	14
1 監視・監督に関する制度及び体制の整備	14
2 安全管理措置等についての説明会の実施等	16
3 監視・監督に係る処理状況	16
4 苦情あっせん相談	17
第2節 特定個人情報保護評価	18
1 特定個人情報保護評価書の承認	18
2 評価実施機関の特定個人情報保護評価書の公表状況	18
第3節 その他	19
1 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第8号に基づく特定個人情報の提供に関する規則」の制定等	19
2 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第8号の規定により提供することができる特定個人情報の範囲の限定 に関する規則」の制定	20
III 国際協力	20
1 米国との対話	21
2 EUとの協力対話等	21
3 APEC CBPRシステムの推進	23
4 その他の海外のデータ保護機関等との連携	23
IV 個人情報保護法及びマイナンバー法に共通する事務	25
第1節 多様な主体の意見を法令改正等に反映させるための取組	25

第2節 広報・啓発	25
1 個人情報保護法関係	25
2 マイナンバー法関係	26
第3節 人材育成	26
付章 活動実績	28
1 委員会会議	28
2 特定個人情報の取扱いに関する監視・監督に係る処理状況	32
3 マイナンバー苦情あつせん相談窓口における内容別受付件数	33
4 特定個人情報保護評価書の承認日	33
5 評価実施機関の特定個人情報保護評価書の公表状況	34
6 個人情報保護法質問ダイヤルの受付件数	34
7 主な国際会議への出席	35
8 外国機関の往訪等	35
9 特定個人情報の安全管理措置等についての説明会の実施状況	36
10 個人情報保護法に関する説明会の実施状況	36
11 意見募集手続	36
12 職員研修	39

【参考目次：分野別構成】

I. 個人情報保護法に関する事務	第1章 委員会の組織等及び所掌事務	
	第3節 委員会の所掌事務の概要	
	1 個人情報保護法に関する事務	P 4
	第2章 委員会の所掌事務の処理状況	
	第1節 個人情報保護法の推進	P 10
II. マイナンバー法に関する事務	第2節 改正個人情報保護法等の全面施行に向けた準備	
	第2章 委員会の所掌事務の処理状況	
	第1節 監視・監督、苦情の申出に係るあつせん等	P 14
	第2節 特定個人情報保護評価	P 18
	第3節 その他	P 19
III. 国際協力	第2章 委員会の所掌事務の処理状況	
IV. 個人情報保護法及びマイナンバー法に共通する事務	第1章 委員会の組織等及び所掌事務	
	第1節 委員会設置の経緯	P 1
	第2節 委員会の組織等	P 1
	第3節 委員会の所掌事務の概要	
	3 個人情報保護法及びマイナンバー法に共通する事務	P 9
	第2章 委員会の所掌事務の処理状況	
	第1節 多様な主体の意見を法令改正等に反映させるための取組	P 25
第2節 広報・啓発	P 25	
第3節 人材育成	P 26	

第1章 委員会の組織等及び所掌事務

第1節 委員会設置の経緯

1 特定個人情報保護委員会の設置

平成25年5月31日、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号。以下本文において「マイナンバー法」という。）が公布された。この法律により、国民一人ひとりにマイナンバー（個人番号）を付番し、複数の機関において保有している同一人の情報を紐付けることで、社会保障制度、税制及び災害対策に関する行政分野において、効率的な情報の管理及び利用を可能とするマイナンバー制度が導入されるとともに、特定個人情報（マイナンバーをその内容に含む個人情報をいう。以下同じ。）の適正な取扱いを確保するための保護措置の一環として、平成26年1月1日に特定個人情報保護委員会が設置された。

2 個人情報保護委員会の設置

特定個人情報以外の個人情報については、従来、消費者庁が「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）を所管し、各主務大臣がその所管する事業分野の個人情報取扱事業者に対して個人情報保護法に基づく監視・監督を行ってきた。他方で、欧州諸国やアジア諸国等では、プライバシーや個人情報の保護を担当する独立した監督機関を設置している例が多く、組織面での国際的な整合性をとる必要があった。

こういったことも踏まえ、平成27年9月に成立した「個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律」（平成27年法律第65号。以下「平成27年改正法」という。）によって個人情報保護法及びマイナンバー法が改正され、平成28年1月1日に、特定個人情報保護委員会を改組して個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）が設置された。

委員会は、個人情報の保護に関する独立した機関として、個人情報保護法を所管するほか、改組前の特定個人情報保護委員会が担っていた全ての所掌事務を引き継いでいる。また、平成27年改正法が全面施行される平成29年5月30日以降は、個人情報保護法に基づき各主務大臣が行使していた監督権限を一元的に所掌することとなる。

第2節 委員会の組織等

委員会は、事業分野を問わず個人情報を取り扱う全ての民間事業者等に対し個人情報保護法に基づく監視・監督を行う（平成29年5月30日以降）とともに、特定個人情報を保有することとなる国の行政機関、地方公共団体、民間事業者等に対しマイナンバー法に基づく監視・監督を行う機関であり、国の行政機関を含むあらゆる監視・監督対象からの独立性が必要であることから、内閣府設置法（平成11年法律第89号）第49条第3項の規定に基づく内閣府の外局である合議制の機関として設置された。また、委員長及び委員は、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命し（個人情報保護法第63条第3項）、その職権行使の際の独立性が明示的に定

められている（同法第62条）。

1 組織

委員会は、委員長及び委員8人で構成される（個人情報保護法第63条第1項）。平成29年3月末日現在における委員長及び委員は、堀部政男委員長（元一橋大学法学部教授）、阿部孝夫委員（前川崎市市長）、嶋田実名子委員（元花王株式会社理事）、熊澤春陽委員（元株式会社日本経済社執行役員）、丹野美絵子委員（元独立行政法人国民生活センター理事）、手塚悟委員（慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科特任教授）、加藤久和委員（明治大学政治経済学部教授）、大滝精一委員（東北大学大学院経済学研究科教授）及び宮井真千子委員（パナソニック株式会社客員）である。

委員長及び委員には、個人情報の保護及び適正かつ効果的な活用に関する学識経験のある者、消費者の保護に関して十分な知識と経験を有する者、情報処理技術に関する学識経験のある者、特定個人情報を利用される行政分野に関する学識経験のある者、民間企業の実務に関して十分な知識と経験を有する者並びに連合組織（地方自治法（昭和22年法律第67号）第263条の3第1項の連合組織で同項の規定による届出をしたものをいう。）の推薦する者が含まれるものとされている（個人情報保護法第63条第4項）。

委員長及び委員の任期は5年であり、独立した職権行使を保障するための身分保障の規定が設けられている（同法第64条及び第65条）。

委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局が置かれており（同法第70条）、平成28年度末の定員は78人となっている。事務局の組織として、総務課及び参事官2人が置かれている。

2 予算

平成28年度の委員会の予算額（補正後）は、14億864万円となっている。

3 組織理念

組織理念は、平成28年2月15日に開催した第2回個人情報保護委員会において決定されており、①個人情報の利活用と保護のバランスを考慮したルール策定、②特定個人情報の適正な取扱いを確保するための監視・監督、③多様な観点からの検討と分かりやすい情報発信を通じた広報・啓発、④国際協力関係の構築を視野に入れた取組、⑤幅広い専門性を確保するための多様な人材の活用と育成の5つの項目から構成される。委員長、委員及び事務局職員は、職務の遂行に当たって、これらを認識して取り組んできたところである。なお、平成27年改正法の全面施行により委員会の所掌事務が拡大すること等を受け、平成29年5月12日に新しい組織理念が決定された（図1）。

図 1 : 委員会の組織理念 (参考)

個人情報保護委員会の組織理念

～個人情報の保護と適正かつ効果的な活用のために～

個人情報保護委員会は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に基づき設置された合議制の機関です。その使命は、独立した専門的見地から、個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護するため、個人情報（特定個人情報を含む。）の適正な取扱いの確保を図ることです。私たちは、これを十分認識し職務を遂行すべく、ここに組織理念を掲げます。

1 個人情報の保護と適正かつ効果的な活用のバランスを考慮した取組

個人の人格と密接な関連を有する個人情報が全ての個人情報取扱事業者において適正に取り扱われ、国民の安心・安全を確保できるよう、また、事業活動が円滑に行われるよう、個人情報の保護と適正かつ効果的な活用のバランスを考慮した取組を行います。

2 特定個人情報の適正な取扱いを確保するための監視・監督

我が国の行政の重要な社会基盤（インフラ）であるマイナンバーが行政機関等や民間企業において適正に取り扱われるよう、指導・助言、検査を適時適切に行うなど、効率の良かつ効果的に監視・監督活動を行います。

また、マイナンバーを利用する行政機関等が総合的なリスク対策を自ら評価し公表する制度（特定個人情報保護評価）の適切な運営に取り組みます。

3 個人データの円滑な国際的流通の確保のための取組

経済・社会活動のグローバル化に対応するため、国際的な協力の枠組みへ参加するとともに、諸外国の関係機関との協力関係を構築し、個人情報の保護を図りつつ、個人データの国際的な流通が円滑に行われるための環境の整備に継続的に取り組みます。

4 多様な観点からの検討と分かりやすい情報発信を通じた広報・啓発

様々な情報源から得られる情報を総合的に活用して、多様な観点から検討を行い、国民の皆様に必要な情報提供が行われるよう、多様な媒体を用いて、広くタイムリーに情報発信するなど、個人情報の保護と適正かつ効果的な活用についての広報・啓発に取り組みます。

5 専門的・技術的知見を有する体制の整備と多様な人材の活用及び育成

法制度・執行、情報セキュリティ、国際連携等の幅広い専門的・技術的知見を有する体制の整備に取り組みます。

また、職務の遂行に当たって、職員の多様な専門性や知見を活用するとともに、幅広い専門性を確保するための人材の育成に取り組みます。

第 3 節 委員会の所掌事務の概要

委員会は、個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護するため、個人情報の適正な取扱いの確保を図ること（個人番号利用事務等実施者（マイナンバー法第 12 条に規定する個人番号利用事務等実施者をいう。以下同じ。）に対する指導及び助言その他の措置を講ずることを含む。）を任務としている（個人情報保護法第 60 条）。

この任務を達成するため、委員会の所掌事務として、個人情報の保護に関する基本方針の策定・推進、特定個人情報の取扱いに関する監視・監督並びに苦情の申出についての必要なあつ

せん及びその処理を行う事業者への協力、特定個人情報保護評価、広報・啓発、調査・研究、国際協力等が規定されている（同法第 61 条）。

1 個人情報保護法に関する事務

個人情報保護法は、「個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護すること」（第 1 条）を目的とする法律であり、基本理念並びに個人情報の保護に関する国及び地方公共団体等の責務等を定める基本法的な性格と、分野横断的に個人情報取扱事業者の義務等を定める一般法的な性格の両方を有するものである。

平成 27 年改正法の一部施行により、平成 28 年 1 月 1 日から委員会が個人情報保護法を所管し、個人情報保護関連の制度が政府全体として統一的かつ整合的に運用されるよう、個人情報の保護に関する基本方針の策定と関連施策の総合的かつ一体的な推進を図る役割を担っている。

なお、各主務大臣が行使していた監督権限について、平成 27 年改正法の全面施行日（平成 29 年 5 月 30 日）から委員会が一元的に所掌するなど、同日以降は委員会の所掌事務が拡大し、下記（1）及び（2）についても所掌することとなる。平成 28 年度においては、第 2 章 I 第 2 節で述べるとおり、これらに係る平成 27 年改正法の施行準備を行ったところである。

（1）（特定個人情報を除く）個人情報及び匿名加工情報の取扱いに関する監督並びに苦情の申出についての必要なあっせん及びその処理を行う事業者への協力

① 報告徴収・立入検査（個人情報保護法第 40 条）

委員会は、個人情報取扱事業者又は匿名加工情報取扱事業者（以下「個人情報取扱事業者等」という。）に対し、個人情報又は匿名加工情報（以下「個人情報等」という。）の取扱いに関し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、当該個人情報等を取り扱う者その他の関係者の事務所その他必要な場所に立ち入らせ、個人情報等の取扱いに関し質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

② 指導・助言（個人情報保護法第 41 条）

委員会は、個人情報保護法の規定の施行に必要な限度において、個人情報取扱事業者等に対し、個人情報等の取扱いに関し、必要な指導及び助言をすることができる。

③ 勧告・命令（個人情報保護法第 42 条）

ア 委員会は、個人情報等の取扱いに関して法令の規定に違反する行為があった場合において個人の権利利益を保護するため必要があると認めるときは、当該違反行為をした個人情報取扱事業者等に対し、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。

イ 委員会は、上記アによる勧告を受けた者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措

置をとらなかった場合において個人の重大な権利利益の侵害が切迫していると認めるときは、その個人情報取扱事業者等に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

ウ 委員会は、上記ア又はイにかかわらず、個人情報等の取扱いに関して法令の規定に違反する行為があった場合において個人の重大な権利利益を害する事実があるため緊急に措置をとる必要があると認めるときは、当該違反行為をした個人情報取扱事業者等に対し、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

④ 苦情の申出についての必要なあつせん及びその処理を行う事業者への協力

個人情報取扱事業者等の保有する個人情報等の取扱いに関する苦情が委員会に寄せられた場合、必要に応じ、当該苦情について個人情報取扱事業者等に報告を求め、また当事者に対する説明、個人情報取扱事業者等に対する指導・助言等を行う。

(2) 認定個人情報保護団体に関する事務

個人情報保護法第 47 条においては、個人情報取扱事業者等の個人情報等の適正な取扱いの確保を目的として、苦情の処理及び対象事業者に対する情報の提供等を行おうとする法人は、委員会の認定を受けることができるとされており、委員会は認定の申請を受けて個人情報保護法第 49 条に定める認定の基準に基づき、認定個人情報保護団体の認定を行う。

また、委員会は、認定個人情報保護団体に対して、報告の徴収（個人情報保護法第 56 条）、認定業務の実施の方法の改善、個人情報保護指針の変更その他の必要な措置をとるべき旨の命令（個人情報保護法第 57 条）及び認定の取消し（個人情報保護法第 58 条）を行うことができる。

2 マイナンバー法に関する事務

(1) 特定個人情報の取扱いに関する監視・監督並びに苦情の申出についての必要なあつせん及びその処理を行う事業者への協力

① 報告徴収・立入検査等（マイナンバー法第 29 条の 3、第 29 条の 4、第 35 条）

ア 委員会は、マイナンバー法の施行に必要な限度において、特定個人情報を取り扱う者その他の関係者に対し、特定個人情報の取扱いに関し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、当該特定個人情報を取り扱う者その他の関係者の事務所その他必要な場所に立ち入らせ、特定個人情報の取扱いに関し質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

イ 特定個人情報ファイル（マイナンバーをその内容に含む個人情報ファイルをいう。以下同じ。）を保有する行政機関、独立行政法人等及び地方公共団体情報システム機構は、個人情報保護委員会規則（以下「委員会規則」という。）で定めるところにより、定期的に、当該特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報の取扱いの状況について委員会による検査を受けるものとする。また、特定個人情報ファイルを保有

する地方公共団体及び地方独立行政法人は、委員会規則で定めるところにより、定期的に、委員会に対して当該特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報の取扱いの状況について報告することとされている。

ウ 個人番号利用事務等実施者は、委員会規則で定めるところにより、特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報の漏えいその他の特定個人情報の安全の確保に係る重大な事態が生じたときは、委員会に報告することとされている。

② 指導・助言（マイナンバー法第 33 条）

委員会は、マイナンバー法の施行に必要な限度において、個人番号利用事務等実施者に対し、特定個人情報の取扱いに関し、必要な指導及び助言をすることができる。

また、この指導及び助言をする場合において、特定個人情報の適正な取扱いを確保するために必要があると認めるときは、当該特定個人情報と共に管理されている特定個人情報以外の個人情報の取扱いに関し、併せて指導及び助言をすることができる。

③ 勧告・命令（マイナンバー法第 34 条）

ア 委員会は、特定個人情報の取扱いに関して法令の規定に違反する行為があった場合において、特定個人情報の適正な取扱いの確保のために必要があると認めるときは、当該違反行為をした者に対し、期限を定めて、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。勧告の対象者には、特定個人情報を法令に基づいて取り扱う者のほか、違法に特定個人情報を取り扱う者も含まれる。

イ 委員会は、上記アによる勧告を受けた者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、その者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

ウ 委員会は、上記ア又はイにかかわらず、特定個人情報の取扱いに関して法令の規定に違反する行為があった場合において、個人の重大な権利利益を害する事実があるため緊急に措置をとる必要があると認めるときは、当該違反行為をした者に対し、期限を定めて、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

④ 情報提供ネットワークシステム等に対する措置の要求（マイナンバー法第 37 条）

ア 委員会は、マイナンバーその他の特定個人情報の取扱いに利用される情報提供ネットワークシステムその他の情報システムの構築及び維持管理に関し、費用の節減その他の合理化及び効率化を図った上でその機能の安全性及び信頼性を確保するよう、総務大臣その他の関係行政機関の長に対し、必要な措置を実施するよう求めることができる。

イ 委員会は、上記アの規定により措置の実施を求めたときは、当該関係行政機関の長に対し、その措置の実施状況について報告を求めることができる。

⑤ 苦情の申出についての必要なあっせん及びその処理を行う事業者への協力

事業者等の保有する特定個人情報の取扱いに関する苦情が委員会に寄せられた場合、必要に応じ、当該苦情について事業者等に報告を求め、また当事者に対する説明、事業者等に対する指導・助言等を行う。

(2) 特定個人情報保護評価

行政機関の長、地方公共団体の機関、独立行政法人等、地方独立行政法人及び地方公共団体情報システム機構並びにマイナンバー法第 19 条第 7 号に規定する情報照会者及び情報提供者並びに同条第 8 号に規定する条例事務関係情報照会者及び条例事務関係情報提供者（以下「行政機関の長等」という。）が特定個人情報ファイルを保有しようとするときは、当該特定個人情報ファイルを保有する前に、委員会規則等に定める手続に従い、特定個人情報保護評価を実施することとされている（マイナンバー法第 28 条）。委員会は、マイナンバー法第 27 条及び第 28 条の規定に基づき、特定個人情報保護評価の実施に関し必要な措置等を規定する委員会規則の制定及び指針の策定を行うとともに、委員会規則で定めるところにより、行政機関の長等が作成した特定個人情報保護評価書について承認を行う。

特定個人情報保護評価は、マイナンバー制度における制度上の保護措置の一つであり、特定個人情報ファイルを保有しようとする行政機関の長等が、その取扱いについて自ら評価するものである。具体的には、評価実施機関が特定個人情報ファイルを保有する前に、当該特定個人情報ファイルの取扱いに伴う特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じていることを確認し、特定個人情報保護評価書において対外的に明らかにするものである。

特定個人情報保護評価は、特定個人情報ファイルの適正な取扱いを確保することにより特定個人情報の漏えいその他の事態の発生を未然に防ぎ、個人のプライバシー等の権利利益を保護することを基本理念とし、次に掲げることを目的として実施するものである。

① 事前対応による個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止

情報の漏えい、滅失、毀損あるいは不正利用等により個人のプライバシー等の権利利益が一度侵害されると、拡散した情報を全て消去・修正することが困難である等、その回復は容易でない。したがって、個人のプライバシー等の権利利益の保護のためには、事後的な対応ではなく、事前に特定個人情報ファイルの取扱いに伴う特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、このようなリスクを軽減するための措置を講ずることが必要である。

特定個人情報保護評価は、このような事前対応の要請に応える手段であり、これにより個人のプライバシー等の権利利益の侵害を未然に防止することを目的とするものである。また、事前対応を行うことで、事後の大規模なシステムの仕様変更を防ぎ、不必要な支出を防ぐことも期待される。

② 国民の信頼の確保

個人のプライバシー等の権利利益が侵害されることへの懸念を払拭する観点から

は、特定個人情報ファイルを取り扱う者が、入手する特定個人情報の種類、使用目的・方法、安全管理措置等について国民に分かりやすい説明を行い、その透明性を高めることが求められる。

特定個人情報保護評価は、評価実施機関が、特定個人情報ファイルの取扱いにおいて個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを自ら宣言し、どのような措置を講じているかを具体的に説明することにより、国民の信頼を確保することを目的とするものである。

委員会が、マイナンバー法第27条及び第28条に基づき「特定個人情報保護評価に関する規則」（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）及び「特定個人情報保護評価指針」（平成26年特定個人情報保護委員会告示第4号）で定めた特定個人情報保護評価の手続きは、図2のとおりである。評価実施機関は、特定個人情報保護評価を実施する事務について、対象人数、取扱者数及び評価実施機関における特定個人情報に関する重大事故の発生の有無に基づき、「基礎項目評価」、「重点項目評価」又は「全項目評価」のうち、いずれの評価の実施が義務付けられるかを判断する（「しきい値判断」）。

基礎項目評価又は重点項目評価を実施する評価実施機関は、基礎項目評価書又は重点項目評価書を作成し、委員会に提出した後、公表する。全項目評価を実施する行政機関の長等（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人を除く。）は、全項目評価書を作成した後、当該評価書を公示して広く国民の意見を求め、委員会の承認を受けた後、公表する。全項目評価を実施する地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、全項目評価書を作成した後、当該評価書を公示して広く住民等の意見を求め、第三者点検を受けた後、委員会に提出するとともに公表する。

図2：特定個人情報保護評価の流れ

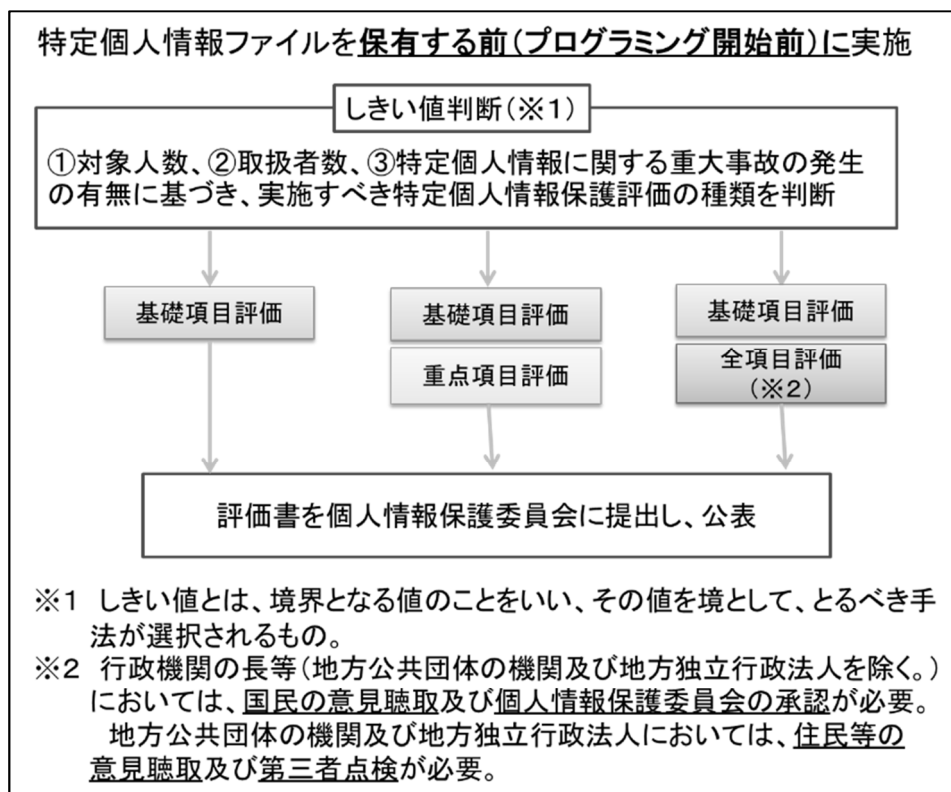


図3：各評価書の記載事項

<p>基礎項目評価書の記載事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・評価書番号、評価書名 ・個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言 ・評価実施機関名 ・公表日 I 関連情報 II しきい値判断項目 <ul style="list-style-type: none"> 1 対象人数 2 取扱者数 3 重大事故 III しきい値判断結果 	
<p>重点項目評価書の記載事項</p> <ul style="list-style-type: none"> I 基本情報 II 特定個人情報ファイルの概要 <ul style="list-style-type: none"> 1 特定個人情報ファイル名 2 基本情報 3 特定個人情報の入手・使用 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 5 特定個人情報の提供・移転(委託以外) 6 特定個人情報の保管・消去 7 備考 III リスク対策 <ul style="list-style-type: none"> 1 特定個人情報ファイル名 2 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) 3 特定個人情報の使用 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 5 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6 情報提供ネットワークシステムとの接続 7 特定個人情報の保管・消去 8 監査 9 従業者に対する教育・啓発 10 その他のリスク対策 IV 開示請求、問合せ <ul style="list-style-type: none"> 1 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 2 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ V 評価実施手続 	<ul style="list-style-type: none"> ・評価書番号、評価書名 ・個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言 ・評価実施機関名 ・公表日
<p>全項目評価書の記載事項</p> <ul style="list-style-type: none"> I 基本情報 II 特定個人情報ファイルの概要 <ul style="list-style-type: none"> 1 特定個人情報ファイル名 2 基本情報 3 特定個人情報の入手・使用 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 5 特定個人情報の提供・移転(委託以外) 6 特定個人情報の保管・消去 7 備考 III リスク対策 <ul style="list-style-type: none"> 1 特定個人情報ファイル名 2 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) 3 特定個人情報の使用 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 5 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6 情報提供ネットワークシステムとの接続 7 特定個人情報の保管・消去 IV その他のリスク対策 <ul style="list-style-type: none"> 1 監査 2 従業者に対する教育・啓発 3 その他のリスク対策 V 開示請求、問合せ <ul style="list-style-type: none"> 1 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 2 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ VI 評価実施手続 	<ul style="list-style-type: none"> ・評価書番号、評価書名 ・個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言 ・評価実施機関名 ・公表日

3 個人情報保護法及びマイナンバー法に共通する事務

委員会は、個人情報の保護及び適正かつ効果的な活用についての広報及び啓発、所掌事務を行うために必要な調査及び研究並びに所掌事務に関する国際協力に関すること等を行うこととされている。

第2章 委員会の所掌事務の処理状況

平成28年度においては、個人情報保護委員会会議を計30回（第5回から第34回まで）開催し、必要な審議、決定等を行った（付章1）。

I 個人情報保護法に関する事務

第1節 個人情報保護法の推進

上記第1章第1節2及び同章第3節1のとおり、平成27年改正法一部施行（平成28年1月）により、特定個人情報保護委員会から改組された委員会が個人情報保護法を所管することとなった。平成27年改正法第2条による改正後の個人情報保護法（以下「改正個人情報保護法」という。）の全面施行までは、個人情報取扱事業者の監督は、主務大臣制の下、それぞれの事業者が行う事業等を所管する大臣が引き続き行うが、委員会としては個人情報保護法を所管する立場から同法の推進に係る取組を次のとおり行ってきたところである。

- ① 関係省庁の緊密な連携の下に、政府として総合的かつ一体的に個人情報の保護に関する施策を推進するため、従来から、18府省庁20部局で構成される個人情報保護関係省庁連絡会議が開催されてきたところ、同連絡会議に関する事務は平成28年1月から委員会が担うこととなり、平成28年度は7月、平成29年2月及び3月に同連絡会議幹事会を開催し、改正個人情報保護法の全面施行に向けた準備状況及びスケジュールの共有等を行った。
- ② また、平成28年1月から、個人情報保護法の解釈等に関する国民からの問合せに回答する「個人情報保護法質問ダイヤル」を運用している。平成28年度は、個人情報保護法質問ダイヤルにおいて10,137件の問合せを受け付けるとともに（付章6）、特によく寄せられる質問について「個人向け」及び「個人情報取扱事業者向け」に分類した上で、平成28年9月に委員会のウェブサイトにおいて回答例を公表したところである。

第2節 改正個人情報保護法等の全面施行に向けた準備

1 改正個人情報保護法の全面施行に向けた準備に係る取組状況

平成29年5月30日の改正個人情報保護法の全面施行に向け、次の取組を行った。

(1) 個人情報の保護に関する基本方針の変更

個人情報保護法第7条に基づき、政府は「個人情報の保護に関する基本方針」（平成16年4月2日閣議決定）を策定している。本基本方針は、個人情報の保護に関する施策の推進の基本的な方向及び国が講ずべき措置を定めるとともに、地方公共団体、個人情報取扱事業者等が講ずべき措置の方向性を示すものである。

本基本方針については、改正個人情報保護法の全面施行及び改正後の行政機関個人情報保護法等の施行、個人情報及び情報セキュリティをめぐる状況の変化並びに国際的な政策の方向性等を踏まえて、所要の修正を加えた一部変更案が平成28年10月28日に閣議決定された。

(2) 個人情報保護法に関する政令・委員会規則の整備

改正個人情報保護法において新たに政令及び委員会規則に委任された事項について、個人情報の取扱いに関する民間の実態を把握するため、経済団体、中小企業関連団体、消費者団体等関係者からのヒアリングを行った上で、必要な政令及び委員会規則の整備を行った。具体的には、平成 28 年 9 月 16 日の第 18 回個人情報保護委員会において、個人情報の保護に関する法律施行令（平成 15 年政令第 507 号）の一部改正を含む「個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令」（平成 28 年政令第 324 号。以下「改正政令」という。）及び「個人情報の保護に関する法律施行規則」（平成 28 年個人情報保護委員会規則第 3 号）を決定し、改正政令については平成 28 年 9 月 30 日に閣議決定された。これらについてはいずれも同年 10 月 5 日に公布された。

(3) 個人情報保護法に関するガイドライン等の整備

改正個人情報保護法の全面施行に伴い、各主務大臣の監督権限が委員会に一元化されることとなるが、全面施行前の法令下において各省庁が定めているガイドラインについては、原則として委員会が全ての分野に共通に適用される汎用的なガイドラインを定め、これに一元化することとした。

ガイドラインを定めるに当たっては、「外国にある第三者への個人データの提供」、「個人データの第三者提供時における確認・記録義務」及び「匿名加工情報」が法改正により新たに導入された内容であることから、事業者における法の正しい理解により資するよう、また参照等の便宜も考慮し、分冊にすることとし、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」として、「通則編」、「外国にある第三者への提供編」、「第三者提供時の確認・記録義務編」及び「匿名加工情報編」の 4 編（以下「委員会ガイドライン」という。）を策定することとした。委員会ガイドラインについては、個人情報の取扱いに関する民間の実態を把握するため、経済団体、中小企業関連団体、消費者団体等関係者からのヒアリングを行った上で、平成 28 年 11 月 30 日に公表したところである（平成 28 年個人情報保護委員会告示第 6 号～第 9 号）。

委員会ガイドラインは、個人情報保護法における主要な用語の定義及び事業者の義務について、項目ごとに、関連する法律、施行令及び施行規則の条文を掲載した上で、その基本的な解釈を記載したものである。改正部分以外の現行法に関する基本的な法解釈は、これまで各主務大臣が共通に示してきた内容を原則として踏襲しており、事業者の間で混乱が生じないよう行政の継続性等に配慮した内容となっている。また、従来はその適用が除外されていた中小規模事業者に対しても改正個人情報保護法が適用されることを踏まえ、委員会ガイドライン（通則編）において、一般的な事業者向けの記載とは別途、中小規模事業者における安全管理措置の手法を例示している。

なお、委員会ガイドラインについては、適用される事業者の分野・規模等が多種多様であることを前提に一般的かつ分かりやすい記載となるよう心がけるとともに、照会の多い事項等について「『個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン』及び『個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について』に関する Q&A」（以下「委員会ガイドライン Q&A」という。）を作成し、平成 29 年 2 月 16 日に委員会のウェブサイト公表し

た。

また、匿名加工情報については、認定個人情報保護団体等が自主ルール等を策定する際の、また事業者において同制度を利用する際の参考とするため、「匿名加工情報 パーソナルデータの利活用促進と消費者の信頼性確保の両立に向けて」と題する事務局レポートを委員会事務局において作成し、平成 29 年 2 月 27 日に委員会のウェブサイトに公表したところである。

(4) 個別分野における別途の規律への対応

一部の分野については、当該分野における個人情報の性質及び利用方法並びに規律の特殊性等を踏まえて、委員会ガイドラインを基礎として、当該分野において更に必要となる別途の規律を定めることとした。

金融関連分野においては、「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」、「金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針」、「信用分野における個人情報保護に関するガイドライン」及び「債権管理回収業分野における個人情報保護に関するガイドライン」をそれぞれ委員会及び当該事業を所管する省庁（金融庁、経済産業省及び法務省）との連名による告示として平成 29 年 2 月 28 日に公表したところである。同ガイドラインは、行政の継続性等の観点から、改正個人情報保護法の全面施行前の同分野ガイドラインの規制水準を原則として維持するとともに、法改正に伴い必要となる規定を盛り込んだ内容となっている。さらに、「金融機関における個人情報保護に関する Q&A」を金融庁との連名で作成し、平成 29 年 3 月 31 日に委員会のウェブサイトに公表したところである。

また、医療関連分野においては、医療介護の現場又は医療保険事務の現場の実務に当てはめた際の詳細な留意点・事例をまとめたものとして、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、「健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、「国民健康保険組合における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び「国民健康保険団体連合会等における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を委員会及び厚生労働省の連名による通知として作成した（なお、発出は平成 29 年 4 月 14 日）。同ガイダンスは、行政の継続性の観点から、匿名化や黙示の同意など従来のガイドラインの考え方を維持するとともに、要配慮個人情報など法改正に伴い新たに必要となる規定を盛り込んだ内容となっている。

(5) 個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応に関する告示

個人情報保護法ガイドライン（通則編）においては、「漏えい等の事案が発生した場合等において、二次被害の防止、類似事案の発生防止等の観点から、個人情報取扱事業者が実施することが望まれる対応については、別に定める」こととしており、これを受けて、平成 29 年 2 月 16 日に「個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について」（平成 29 年個人情報保護委員会告示第 1 号）を委員会のウェブサイトに公表したところである。

当該告示においては、漏えい等事案が発覚した場合に講ずべき措置として望ましい措置を示すとともに、委員会等への報告について具体的に定めている。

また、委員会ガイドライン Q&A と併せて、事務局において (3) で述べた「『個人情報

の保護に関する法律についてのガイドライン』及び『個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について』に関するQ&A」を作成し、平成29年2月16日に委員会のウェブサイト公表したところである。

(6) 認定個人情報保護団体に係る取組

個人情報保護法においては、個人情報取扱事業者等による個人情報等の適正な取扱いの確保を目的として、個人情報等の取扱いに関する苦情の処理及び対象事業者に対する情報の提供等の業務を行う法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）を認定する、認定個人情報保護団体（以下「認定団体」という。）に関する制度が設けられており、平成29年3月31日現在、各主務大臣から43団体が認定団体として認定されている。認定団体に係る認定や、認定団体が策定する自主ルールである個人情報保護指針（以下「指針」という。）の変更その他の必要な措置をとるべき旨の命令等の権限は、従来主務大臣に属していたが、改正個人情報保護法の全面施行により委員会に一元化される。なお、改正個人情報保護法の全面施行の日より前に主務大臣が行った認定団体に係る認定は、同日後も引き続き有効となる。また、改正個人情報保護法においては、認定団体制度の実効性を高めるため、マルチステークホルダープロセスの導入（努力義務）、指針の委員会への届出の義務化及び認定団体の対象事業者に対する指導、勧告等の必要な措置が義務化された。

また、これまで個人情報保護法の規制の対象となっていなかった5千人以下の個人情報を取り扱う事業者も、改正個人情報保護法の規制対象となる。これら事業者による個人情報等の適正な取扱いを確保するために認定団体の役割が重要となり、認定団体には、信頼性のあるルールの策定、対象事業者へのルールの徹底、指導、勧告等並びに事業者と委員会との間の情報のハブ機能（対象事業者への周知及び委員会との情報共有等）などの役割が期待される。これを踏まえ、委員会及び各認定団体間における情報共有の場として認定個人情報保護団体連絡会を平成28年10月以降3回開催し、法令及び委員会ガイドライン等の整備等、改正個人情報保護法の全面施行に向けた準備状況の周知に加えて、認定団体における取組の紹介及び意見交換を行った。特に平成29年3月に開催した同連絡会においては、認定団体において平成27年改正法に則して指針を改正するための支援として、委員会より留意事項等について説明を行ったところである。

また、委員会は認定団体の認定に係る手続の整備等を進め、「認定個人情報保護団体の認定等に関する指針」（平成29年個人情報保護委員会告示第7号。以下「認定等指針」という。）を策定した（なお、公表は平成29年4月21日）。認定等指針においては、新たに認定を受けようとする際の申請手続及び委員会による認定の基準等を定めており、この基準において、認定団体が上述の期待される役割を担うことができるよう、漏えい等に関する報告に対する体制の整備、指針を遵守させる指導・勧告体制の整備を認定の要件としている。

2 改正行政機関個人情報保護法等の施行に向けた準備に係る取組状況

平成28年5月に「行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律」（平成28年法律第51号）が成立し、公布された。同法により改正された「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）」及び「独

立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 59 号）」（以下これら 2 法を併せて「行政機関個人情報保護法等」という。）において、行政機関非識別加工情報及び独立行政法人等非識別加工情報の提供に関する手続等の詳細を委員会規則で定めることとされたことから、委員会は、行政機関個人情報保護法等を所管する総務省と連携しながら検討を行い、平成 29 年 3 月 31 日に「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第 4 章の 2 の規定による行政機関非識別加工情報の提供に関する規則」（平成 29 年個人情報保護委員会規則第 1 号）及び「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第 4 章の 2 の規定による独立行政法人等非識別加工情報の提供に関する規則」（平成 29 年個人情報保護委員会規則第 2 号）を公布するとともに、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関非識別加工情報編）」（平成 29 年個人情報保護委員会告示第 4 号）及び「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（独立行政法人等非識別加工情報編）」（平成 29 年個人情報保護委員会告示第 5 号）を公表したところである。

Ⅱ マイナンバー法に関する事務

第 1 節 監視・監督、苦情の申出に係るあっせん等

1 監視・監督に関する制度及び体制の整備

（1）行政機関等に対する定期的な検査に関する委員会規則の制定

平成 27 年改正法により、特定個人情報ファイルを保有する行政機関、独立行政法人等は、委員会規則で定めるところにより、定期的に、当該特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報の取扱いの状況について委員会による検査を受けることとされた（マイナンバー法第 29 条の 3 第 1 項）。

これを受けて、委員会は、定期的な検査について、おおむね 2 年ごとに、行政機関、独立行政法人等が保有する特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報の取扱いの状況について検査を行うものとする委員会規則を制定した（特定個人情報の取扱いの状況に係る行政機関等に対する定期的な検査に関する規則（平成 28 年個人情報保護委員会規則第 2 号））。

（2）地方公共団体等による定期的な報告に関する委員会規則の制定

平成 27 年改正法により、特定個人情報ファイルを保有する地方公共団体及び地方独立行政法人は、委員会規則で定めるところにより、定期的に、委員会に対して当該特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報の取扱いの状況について報告することとされた（マイナンバー法第 29 条の 3 第 2 項）。

これを受けて、委員会は、定期的な報告について、特定個人情報ファイルを保有する地方公共団体及び地方独立行政法人は、毎年度、前年度においてマイナンバーの漏えい、滅失又は毀損の防止その他のマイナンバーの適切な管理のために講じた措置に関する事項そ

の他当該特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報の取扱いに係る事項を委員会に報告するものとする委員会規則を制定した（特定個人情報の取扱いの状況に係る地方公共団体等による定期的な報告に関する規則（平成28年個人情報保護委員会規則第4号））。平成29年度において、平成28年度における重点項目評価書及び全項目評価書に記載されたリスク対策の措置状況等、立入検査等で把握した課題等を踏まえて委員会が設定した項目に係る特定個人情報の取扱い状況について報告を求めることとした。

（3）特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン等の整備

委員会は、個人番号利用事務等実施者による特定個人情報の適正な取扱いを確保する観点から、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」（平成26年特定個人情報保護委員会告示第5号。別冊「金融業務における特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」を含む。）及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）」（平成26年特定個人情報保護委員会告示第6号）（以下これらガイドラインを併せて「マイナンバーガイドライン」という。）を公表し、「特定個人情報の利用制限」、「特定個人情報の安全管理措置等」、「特定個人情報の提供制限等」の三つに大別される保護措置等について、実務上の指針及び実際の事務に即した具体的な事例等を示している。なお、事業者編の安全管理措置については、中小規模事業者の実務への影響に配慮して特例を設けている。

また、マイナンバーガイドラインと併せて、特定個人情報の適正な取扱いに資するため、問合せの多い事項等について「『特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）』及び『（別冊）金融業務における特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン』に関するQ&A」を公表している。これに関し、事業者等からの問合せが多い事項等について、平成28年4月に2回、6月に1回、平成29年3月に1回、計4回の追加・更新を行った。

（4）「平成28年度 特定個人情報の取扱いに関する監視・監督方針」の策定

平成27年10月のマイナンバーの通知開始及び平成28年1月のマイナンバーの利用開始を踏まえ、法令及びマイナンバーガイドライン等の遵守状況について適切に監視・監督を行うために、平成28年6月に「平成28年度 特定個人情報の取扱いに関する監視・監督方針」を定めた。

同方針においては、個人番号利用事務等実施者における特定個人情報の適正な取扱い及び安全管理措置等の実施状況を把握し、番号制度の導入期であることを踏まえて、今後の監視・監督手法の向上を図るとともに、効率的かつ効果的な監視・監督を行うこととした。

具体的な取組としては、法令及びマイナンバーガイドラインの遵守状況並びに特定個人情報保護評価書に記載された事項の実施状況を实地に確認するために、行政機関等及び地方公共団体等に対する検査を実施することとし、地方公共団体に対しては、各機関の規模、特性及び事務の内容を踏まえ、必要に応じて焦点を絞った検査を行うこととした。

（5）セキュリティに関する体制の整備

地方公共団体のマイナンバーのセキュリティ監視・監督に関して、委員会が関係機関と

連携し、専門的・技術的知見を有する体制を整備することとされた「『日本再興戦略』改訂2015」（平成27年6月30日閣議決定）を踏まえて、委員会と関係省庁等との間における特定個人情報の情報セキュリティに関する連携、関連システムへのサイバー攻撃等の兆候を検知した場合の連絡・対応を円滑に行う場として、平成27年7月に「特定個人情報セキュリティ関係省庁等連絡協議会」を設置している。

平成28年度においては、平成28年5月及び平成29年1月に当該協議会を開催し、特定個人情報の情報セキュリティに関して、関係機関と情報共有を行った。

2 安全管理措置等についての説明会の実施等

特定個人情報の取扱いについて、安全管理措置が適正に実施されているかどうかの再確認を地方公共団体に対し促すため、平成28年10月に開催された全国市長会秋期ブロック会議等において、地方公共団体の首長に対して説明を行ったほか、平成28年7月から9月の間に他省庁と連携して48回実施した社会保障・税番号制度担当者説明会において事務担当者計約7,000人に対して、平成28年8月以降8回開催された地方公共団体情報システム機構セミナーにおいて事務担当者計約540人に対して説明し、周知を徹底した。

また、特定個人情報の更なる適正な取扱いを確保するため、平成29年1月から3月までに各都道府県において56回の説明会を開催し、地方公共団体の特定個人情報の事務担当者計約5,700人に対して、立入検査の結果等を踏まえた特定個人情報の取扱いに関する留意点について説明を行った（付章9）。

さらに、地方公共団体から参加希望を募り、15の地方公共団体に対して、マイナンバー漏えい事案等が発生したとの想定で初動対応の訓練を実施した。また、訓練を通じて得られた課題について参加した地方公共団体に対して助言するとともに、上記の平成29年1月から開催している各都道府県における説明会において地方公共団体で共通する課題等の周知を行った。

3 監視・監督に係る処理状況

(1) 漏えい事案等に関する報告の受付状況等

平成28年度においては、特定個人情報の漏えい事案その他のマイナンバー法違反の事案又はそのおそれのある事案について、165件の報告を受けた（付章2）。このうち、委員会への報告が義務付けられている「重大な事態」については、地方公共団体から2件、民間事業者から4件の報告を受けた（マイナンバー法第29条の4）。

漏えい事案等の報告の多くは、地方公共団体におけるマイナンバーを含んだ書類の誤送付・誤交付であった。また、重大な事態については、地方公共団体が、特定個人情報を他の地方公共団体に送付する際に誤って他人のマイナンバーを記載した事案、民間事業者において、再委託先が情報システムに記録されていた社員情報（特定個人情報を含む。）を誤って削除した事案等であり、いずれもマイナンバーが悪用されたとの報告は受けていない。

漏えい事案等の報告を受けて、再発防止策等の確認を行うとともに、同種の事態が起きないように指導等を行った。

(2) 立入検査等の実施状況

立入検査に当たっては、平成28年度検査計画を策定し、検査の実施方針として、行政機関等に対する定期的な検査を行い、地方公共団体に対しては、規模、特性及び事務の内容等を勘案の上、選択的に実施することなどを定めている。平成28年度においては、法令及びマイナンバーガイドラインの遵守状況、特定個人情報保護評価書に記載された事項の実施状況等を実地に確認するため、行政機関5件、地方公共団体5件の立入検査を実施した（マイナンバー法第35条及び第29条の3。付章2）。これら立入検査を実施した機関に対して、指摘した事項について改善を求めるとともに、立入検査の結果等を踏まえて、第2章Ⅱ第1節2で述べたとおり、特定個人情報の取扱いに関する留意点について説明会を行ったり、第2章Ⅱ第1節1（2）で述べたとおり、定期的な報告として、特定個人情報の取扱状況を求めたりすることとした。

また、地方公共団体のシステムセキュリティに関して、共通した問題点等を洗い出し、それらを周知することなどにより、地方公共団体のシステムセキュリティの強化を図る必要があると考えられるため、システムセキュリティ面に特化した実地調査を試行的に実施した。

(3) 注意喚起等

平成28年度においては、インターネット上において、マイナンバーカードの裏面のQRコードや自らのマイナンバーを掲載する事態が確認されたため、これらのサイトの運営事業者等に対して、マイナンバー法違反のおそれがある旨の連絡を行い、事態の改善を図るとともに、委員会ウェブサイトにおいて注意喚起文を掲載した（付章2）。

4 苦情あつせん相談

(1) 苦情あつせん相談窓口での対応

特定個人情報の取扱いに関する苦情の申出についての必要なあつせんを行うための窓口として、マイナンバーに係る苦情あつせん相談窓口（以下「苦情あつせん相談窓口」という。）を設置し、相談を受け付けている。平成28年度は、苦情あつせん相談窓口において1,439件の相談を受け付けた（付章3）。相談の傾向としては、マイナンバーの提供場面における事業者の制度の理解不足又は説明不足に起因するトラブル、次いでマイナンバーを提供した事業者における安全管理措置に関する不満といった内容が多い。また相談者は、事業者の従業員等である個人が大部分となっている。

(2) 個別の事業者への対応

苦情あつせん相談窓口に、事業者のマイナンバーの取扱いについて苦情が申し立てられた事案等について、当該苦情について事業者に報告を求め、必要に応じて当事者に対する説明、事業者等に対する指導・助言等を行った。

具体的には、契約先事業者から、利用目的も告げず本人確認も行わずに電話で口頭によるマイナンバーの提供を求められたという事案について、当該事業者に対し、マイナンバーの収集に当たっては適切な利用目的の通知と本人確認を行うよう指導を行った。また、

契約先事業者から、税法上法定調書の作成の必要がないのにマイナンバーの提供を求められたという事案に関しては、当該事業者に対し、契約内容を見直し法定調書の提出義務がないものはマイナンバーの収集を行わないよう指導を行う等した。

(3) 関係機関との連携等

苦情あっせん相談窓口の相談業務と関連して、事業者によるマイナンバーの取扱いに関する苦情等が他の相談窓口等に持ちこまれた場合に、当該窓口等において適切な対応が図られるよう、消費者庁、金融庁等の関係機関との連携を図りつつ、関係機関の相談員等に向けた研修会を平成27年9月から実施してきた。平成28年度においては、独立行政法人国民生活センターの協力の下に研修会は計4回開催され、参加した約200人に対して、マイナンバーガイドラインの概要及び苦情あっせん相談窓口に多く寄せられるマイナンバーを巡るトラブル事例について、問題点及び対応方法の説明を行った。

第2節 特定個人情報保護評価

1 特定個人情報保護評価書の承認

第1章第3節2(2)で述べたとおり、行政機関の長等は、特定個人情報ファイルを保有する前に特定個人情報保護評価を実施することとされており、しきい値判断により、「基礎項目評価」、「重点項目評価」又は「全項目評価」のいずれの評価の実施が義務付けられるかを判断する。

このうち、行政機関の長等（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人を除く。）の全項目評価書については、マイナンバー法等により委員会の承認を受けることが義務付けられている（図2（8頁））。

平成28年度においては、11の評価実施機関から評価書の提出を受け、当該評価実施機関の職員から評価書の概要を聴取し、内容について審査を行った上で、承認を行った。当該評価実施機関は、承認を得た後、評価書の公表を行った（付章4）。

地方公共団体の機関及び地方独立行政法人の全項目評価書については、マイナンバー法等により、原則として、条例等に基づき地方公共団体が設置する個人情報保護審議会又は個人情報保護審査会による点検を受け、委員会へ提出することが義務付けられている。

2 評価実施機関の特定個人情報保護評価書の公表状況

平成29年3月末日現在、2,828の評価実施機関が31,461の事務について特定個人情報保護評価書を公表している（付章5）。これらの特定個人情報保護評価書については、国民が検索・閲覧することが可能となるよう、委員会が運用するシステム（マイナンバー保護評価Web）に掲載している。

なお、委員会の承認対象ではない地方公共団体から委員会に提出される特定個人情報保護評価書について、必要に応じて記載方法に関する助言を行っている。

第3節 その他

1 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく特定個人情報の提供に関する規則」の制定等

(1) 制定過程

地方公共団体は、条例に規定された特定の事務（以下「独自利用事務」という。）について独自に番号を利用することが、マイナンバー法第9条第2項において認められている。

また、同法第19条は、柱書において、特定個人情報の提供を原則禁止するとともに、同条各号において、特定個人情報の提供が認められる場合を限定列挙している。そのうち、同条第8号において、「第9条第2項の規定に基づき条例で定める事務のうち別表第2の第2欄に掲げる事務に準じて迅速に特定個人情報の提供を受けることによって効率化を図るべきものとして個人情報保護委員会規則で定めるもの」について、同法第9条第2項の条例を定めた地方公共団体に対して、特定個人情報の提供をすることができるものとされている。

この規定に基づき、平成28年12月、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく特定個人情報の提供に関する規則」を制定した（平成28年個人情報保護委員会規則第5号）。

(2) 委員会規則の内容

地方公共団体の長その他の執行機関が、独自利用事務であって次の要件を満たす事務を処理するために必要な特定個人情報の提供を求める場合に、一部の例外を除き、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を提供することを認めることとしている。

- ・ 独自利用事務の趣旨又は目的が、マイナンバー法別表第2の第2欄に掲げる事務のうちいずれかの事務（以下「法定事務」という。）の根拠となる法令の趣旨又は目的と同一であること。
- ・ また、その事務の内容が、マイナンバー法第19条第7号に規定する法定事務の内容と類似していること。

なお、このとき、情報提供者は、法定事務を処理するために必要な特定個人情報を提供する情報提供者と同一又は当該情報提供者のいずれかに該当するものであり、提供を求める特定個人情報は、法定事務において情報提供者に提供を求める特定個人情報の範囲と同一又はその一部である特定個人情報である。

(3) 届出の承認等について

本規則で定める上記(2)の要件を満たし、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を提供することができる事務として、1,020の地方公共団体から提出された5,874件の届出について承認した（第29回個人情報保護委員会）。

また、平成27年度以前の第55回特定個人情報保護委員会及び第2回個人情報保護委員会において、特定個人情報の提供を受けることによって効率化を図るべきものとして、委員会規則で定める要件を満たす独自利用事務の事例について、累計28の事例を公表してい

たところ、平成 28 年 9 月 16 日開催の第 18 回個人情報保護委員会及び平成 29 年 3 月 27 日開催の第 34 回個人情報保護委員会において合計 5 件の事例を新たに決定し、これらについて公表した。今後も地方公共団体の要望を踏まえ、事例の拡大について検討を進めることを予定している。

2 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 19 条第 8 号の規定により提供することができる特定個人情報の範囲の限定に関する規則」の制定

マイナンバー法第 26 条により読み替えられる同法第 22 条第 1 項において、「情報提供者は、第 19 条第 7 号の規定により特定個人情報の提供を求められた場合において、当該提供の求めについて前条第 2 項の規定による総務大臣からの通知を受けたときは、政令で定めるところにより、情報照会者に対し、当該特定個人情報を提供しなければならない。ただし、第 19 条第 8 号の規定により提供することができる特定個人情報の範囲が条例により限定されている地方公共団体の長その他の執行機関が、個人情報保護委員会規則で定めるところによりあらかじめその旨を委員会に申し出た場合において、当該提供の求めに係る特定個人情報が当該限定された特定個人情報の範囲に含まれないときは、この限りでない。」とされている。

この規定に基づき、当該申出手続について、平成 28 年 12 月、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 19 条第 8 号の規定により提供することができる特定個人情報の範囲の限定に関する規則」を制定した（平成 28 年個人情報保護委員会規則第 6 号）。

Ⅲ 国際協力

個人情報の国境を越えた流通が増大する中、個人情報の保護を図りつつ国際的なデータ流通が円滑に行われるための環境を整備することが重要となっており、委員会としては、国際的な協力の枠組みへの参加、各国執行当局との協力関係の構築等に積極的に取り組んでいる。平成 28 年 5 月には、国際的な執行協力の枠組みである G P E N（グローバルプライバシー執行ネットワーク）、A P P A（アジア太平洋プライバシー機関フォーラム）において、委員会が正式メンバーとして認められた。

平成 28 年 7 月には、個人データの円滑な移転を確保するため、委員会の取組方針として「個人データの円滑な国際的流通の確保のための取組について」を決定し、「個人情報保護委員会において、個人情報の保護を図りつつ、その円滑な越境移転を図るため諸外国との協調を進めることとし、当面、これまでに一定の対話を行ってきている米国、EU（英国の EU 離脱の影響についてその動向を注視。）については、相互の円滑なデータ移転を図る枠組みの構築を視野に定期会合を立ち上げる方向で調整する」こととなった。

第 2 章 I 第 2 節 1（1）で述べたとおり、平成 28 年 10 月に個人情報の保護に関する基本方針の一部変更が閣議決定されたが、当該変更後の基本方針には、「個人情報保護委員会において、個人情報の保護を図りつつ、国際的なデータ流通が円滑に行われるための環境を整備するため、国際的な協力の枠組みへの参加、各国執行当局との協力関係の構築等に積極的に

取り組む」とされている。

平成28年11月には、上記「個人データの円滑な国際的流通の確保のための取組について」を踏まえつつ、取組の進展等を受け、新たに「国際的な取組について」を決定した。米国については、「引き続き、グローバルな展開を念頭に、個人データ移転の枠組みであるAPEC（アジア太平洋経済協力）越境プライバシールール（CBPR）システムの活性化等の取組を進める」とし、EUについては、「引き続き、グローバルな個人データ移転の枠組みとの連携も視野に置きつつ、改正個人情報保護法及びEU一般データ保護規則を踏まえた議論を推進する」とした。

国際協力に関する具体的な取組は、次のとおりである。なお、国際会議等への出席、また外国機関の往訪等についても精力的に行った（付章7及び付章8）。

1 米国との対話

(1) 平成28年8月8日 在日米国大使館公使との面会

事務局長が在日米国大使館の商務担当公使及び経済・科学担当公使と意見交換を行い、日米二国間での密接な対話と連携を行っていくことについて認識を共有するとともに、より一層の協力を進めていくことで一致した。

(2) 平成28年9月5日 米商務省幹部との面会

事務局長が来日中の米商務省次官補代理と意見交換等を行い、委員会と商務省が定期的な会合を続けていくこと及び緊密に連携することの重要性について認識を共有するとともに、APEC越境プライバシールール（CBPR）システム（下記3参照）への参加を促進することにより、その活性化に向けて協力していくことで一致した。

(3) 平成28年10月19日 米商務省幹部との面会

事務局長が来日中の米商務省次官補代理と意見交換等を行い、今後も定期的な会合を継続すること、また自国のステークホルダーと共に、CBPRシステムに関する周知活動及び、APEC加盟エコノミーに対する参加促進を行っていくことで一致した。

2 EUとの協力対話等

(1) 平成28年4月22日 欧州委員会司法総局との協力対話

事務局職員が来日中の欧州委員会司法総局データ保護課長と意見交換を行い、データ保護課長から、委員会の設置を歓迎し、委員会の果たす役割に期待する旨の表明があった。また、日・EUがそれぞれの個人データの保護制度についての理解を更に深め、より一層の協力を進めていくことで一致した。

(2) 平成28年9月28日 欧州委員会司法総局との協力対話

事務局職員が欧州委員会を訪問し、同委員会司法総局データ保護課長と意見交換等を行い、データ保護課長からは、こうした協力対話を重ねることによって日欧が互いの個人情報保護制度の理解を深めていくことは意義のあることであるとの意思が表明され、今回の協力対話を通じて、日欧間でより一層の協力を進めていくことが確認された。

(3) 平成 28 年 10 月 20 日 欧州委員会司法総局との協力対話

事務局職員が欧州委員会司法総局国際データ流通・保護課長と意見交換を行い、相互の円滑な個人データの流通について、民間企業も含めた取組を検討していくことで一致した。

(4) 平成 28 年 11 月 30 日及び 12 月 1 日 第 22 回日EU・ICT 政策対話及び第 4 回日EU・ICT 戦略ワークショップ等

事務局職員が日EU・ICT 政策対話等に参加し、また、総務省幹部とともに欧州委員会司法総局長を表敬訪問した。この会合においては、事務局職員が、我が国の個人情報保護法の改正並びに委員会の概要及び取組等について紹介を行ったほか、今後とも日EU間の制度についての理解を更に深め、情報共有及び意見交換を継続していくことが確認された。

(5) 平成 29 年 1 月 18 日 欧州委員会司法総局との協力対話

事務局長が欧州委員会を訪問し、同委員会司法総局長と意見交換等を行い、日EU間の個人データの越境移転を円滑に進めるために、これまで司法総局と委員会で積み重ねてきた双方向の対話を継続的に行い、技術的な論点についての議論を深めていくこと、また、近々対話を行うことで一致した。

(6) 平成 29 年 1 月 18 日 データ保護スーパーバイザー（EDPS）との意見交換

事務局長がEDPSを訪問し、同総裁と意見交換を行った。意見交換の中では、個人データの保護に関する監督機関同士の執行面における相互協力のあり方等について議論し、また、今後も連携を続けていくことで一致した。

(7) 平成 29 年 3 月 13 日 欧州委員会司法総局とのセミナー共催

委員会と欧州委員会司法総局の共催により、セミナー「個人データの国境を越える架け橋」を開催した。委員長挨拶に続いて、事務局長から委員会における国際的な取組についての紹介を行い、欧州委員会司法総局国際データ流通・保護課長からは、欧州連合一般データ保護規則制定の経緯とその内容、また個人データの円滑な越境移転の枠組み構築に向けた期待が語られた。

(8) 平成 29 年 3 月 20 日 欧州委員会委員との協力対話

ドイツで開催されたCeBIT（国際情報通信技術見本市）の場において、委員が、日EU間の個人データ移転について欧州委員と二者会談を行った。互いの経済の一層の発展を図るために、日EU間において個人データの相互の円滑な移転を可能にする枠組みの構築が必要であること、そのためにこれまで委員会と欧州委員会司法総局との間で精力的に進めてきた議論を評価し、引き続き個人情報保護制度に関する相互の理解を更に深めていくことで一致した。

(9) 平成 29 年 3 月 20 日 欧州委員会副委員長等との共同プレス・ステートメント

ドイツで開催された C e B I T の場において、委員、経済産業大臣及び総務大臣補佐官が、欧州委員会副委員長及び欧州委員会委員とデータ・エコノミーに関する協力を進展させるための会合を行った。会合の参加者は、経済成長や社会発展等のためにデジタル・データが必要不可欠な資源であるということ共有し、また、個人データの保護に関するそれぞれの法制や措置について十分に考慮しつつ、情報の自由な移転を促進すること等を通じて、データ・エコノミーの発展を推進するための共同プレス・ステートメントを表明した。

3 APEC CBPR システムの推進

CBPR システムは、APEC 参加国・地域において、事業者の APEC プライバシーフレームワークへの適合性を認証する仕組みであり、事業者の個人情報保護の水準を判断するための国際的な基準として有効である。平成 28 年 1 月には、APEC CBPR システムの認証団体（アカウントビリティーエージェント）として我が国で初めて一般財団法人日本情報経済社会推進協会（J I P D E C）が認定され、同年 12 月には、CBPR 認証企業第一号が認証されたところである。

第 2 章 I 第 2 節 1（3）で述べた委員会ガイドラインにおいては、外国にある第三者への個人データの移転に関する適切な手法の一つとして、出し手または受け手による CBPR システムの認証の取得を明記したところである。CBPR の認証を受けることは国際的な事業展開を図る日本企業にとって利益があることから、委員会は、各種説明会等において広報活動を行い（国際セミナー等計 4 回、約 480 人参加。これに加え CBPR システムについて説明を行った説明会計 81 回、約 12,250 人参加）、CBPR システムの APEC 地域での普及・推進に取り組んでいる。

4 その他の海外のデータ保護機関等との連携

(1) 第 38 回データ保護プライバシー・コミッショナー国際会議（平成 28 年 10 月 17 日～20 日）

委員長がモロッコで開催された第 38 回データ保護プライバシー・コミッショナー国際会議に出席した。

同会議は、各国のデータ保護機関、政府機関、事業者及び研究者等が参加し、国際的な個人データ保護の促進・強化等についての議論や情報交換を行うものである。今回の会議では、ロボットや人工知能が取り扱う個人データの保護等、幅広いテーマについて講演及び議論が行われた。

同会議期間中に開催されたパネルディスカッションにおいては、委員長が委員会の設立及び今後の執行協力等について講演したほか、事務局職員から APEC CBPR 及びその拡大に向けた委員会の取組について説明を行い、委員会の取組を各国のデータ保護機関また有識者等に紹介した。

(2) アジア太平洋プライバシー機関フォーラム

A P P A（アジア太平洋プライバシー機関フォーラム）は、アジア太平洋地域のデータ

保護機関が、協力関係の構築及び情報交換を行うことを目的として、年に2回開催されている。

① 平成28年7月21日及び22日

委員がシンガポールで開催された第45回アジア太平洋プライバシー機関フォーラムに出席した。これは日本が正式メンバーとして参加した初めての会合であり、委員は、独立委員会として委員会が設置されたこと及び各国との連携について発表した。

② 平成28年12月1日及び2日

委員がメキシコにおいて開催された第46回アジア太平洋プライバシー機関フォーラムに出席した。当会議においては、個人情報保護に係る各国の規制監督及び執行、執行当局間の情報共有並びに匿名加工情報に関する議論等が行われた。我が国からは、マイナンバーに関する業務及び個人情報保護に関する国際的な取組方針について説明を行った。

(3) 情報処理と自由に関する国家委員会（CNIL）との意見交換（平成29年1月31日）

委員がフランスのデータ保護機関である情報処理と自由に関する国家委員会（CNIL）の委員長を訪問し、意見交換を行った。委員から委員会の活動実績及び我が国の改正個人情報保護法の全面施行に向けた政令・規則等の制定（上記第2章I第2節1（2）参照）について説明を行ったほか、今後も継続的な情報交換を行うことで一致した。

(4) オランダデータ保護機関との意見交換（平成29年2月2日）

委員がオランダデータ保護機関の副委員長を訪問し、日EU間のデータ移転について意見交換を行った。委員から委員会の活動実績及び改正個人情報保護法の全面施行に向けた政令・規則等の制定について説明し、先方からはEU一般データ保護規則（GDPR）の施行に向けた国内における準備状況等について紹介を受けた。また、今後、継続的な情報交換を行うことで一致した。

(5) 情報コミッショナー（ICO）との意見交換（平成29年2月3日）

委員が、英国のデータ保護機関である情報コミッショナーオフィス（ICO）の情報コミッショナーを訪問し、意見交換を行った。委員から委員会の活動実績及び改正個人情報保護法の全面施行に向けた政令・規則等の制定について説明し、先方からは、緊密な連携を進めていきたいとの申し出があり、定期的に対話を行っていくことで一致した。

(6) シンガポール個人データ保護委員会との意見交換（平成29年2月3日）

委員が、来日中のシンガポール個人データ保護委員会副委員長と意見交換等を行い、先方からの質問に応じて、改正個人情報保護法の説明を行った。また、双方の最近の活動、執行協力及びCBPRの促進について意見交換を行った。

(7) ポーランド個人データ保護検査官（G I O D O）との意見交換（平成 29 年 3 月 7 日）

委員が、ポーランドのデータ保護機関である個人データ保護検査官を訪問し、意見交換を行った。委員から委員会の活動実績及び改正個人情報保護法の全面施行に向けた政令・規則等の制定について説明し、先方からは、執行体制及び活動実績等について説明があった。

(8) ドイツ連邦データ保護・情報自由監察官との意見交換（平成 29 年 3 月 8 日）

委員が、ドイツのデータ保護機関であるデータ保護・情報自由監察官（B f D I）のコミッショナーを訪問し、意見交換を行った。委員から委員会の活動実績及び改正個人情報保護法の全面施行に向けた政令・規則等の制定について説明し、先方からは執行体制等について説明があった。また、個人データの越境移転等についても意見交換を行った。

IV 個人情報保護法及びマイナンバー法に共通する事務

第 1 節 多様な主体の意見を法令改正等に反映させるための取組

第 2 章 I 及び II で述べたとおり、委員会は平成 28 年度、改正個人情報保護法の全面施行に向けた個人情報保護法施行規則及び各種ガイドラインの改正、マイナンバー制度に関する委員会規則の制定・改正等、多数の法令・ガイドライン等の制定・改正等を行った。それらの原案作成に際しては、経済団体、中小企業関連団体、消費者団体等の関係者から意見を聴取した。また、改正個人情報保護法の施行に向けた地域の実情を聴取するため、委員が地域経済界等と意見交換を行った。

また、各行政機関等は、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）に基づき、命令等を定めようとする場合にはその案及び関連資料をあらかじめ公示して広く一般の意見を求め、またその結果を公示しなければならないとされている（いわゆるパブリックコメント）。委員会は平成 28 年度、合計 27 の命令等の制定・改正の案をパブリックコメント手続に付したところ、合計 2,600 件を超える意見が寄せられ、これら意見に対して丁寧な回答を作成し意見募集結果として公表している（付章 11）。

第 2 節 広報・啓発

1 個人情報保護法関係

委員会は、平成 28 年度において、改正個人情報保護法の全面施行（平成 29 年 5 月 30 日）により新たに法の適用を受けることとなる事業者を主な対象とした説明会を地方公共団体・経済団体の協力のもと全都道府県で開催したほか、経済団体や行政機関等が主催する説明会に講師を派遣し、個人情報保護法の改正内容等の周知を図った（計 192 回、約 26,700 人参加）。また、改正個人情報保護法の内容を周知すべく、ラジオ広報及び新聞広告を全国で実施したほか、同法の基本的な義務規定を解説した広報資料として「個人情報保護法の 5 つの基本チェックリスト」のリーフレット及び説明資料「はじめての個人情報保護法 ～シ

ンプルレッスン～」を作成した。また、自治会・同窓会向けの広報資料として「会員名簿を作るときの注意事項」を作成する等、改正個人情報保護法の全面施行に向けて全ての事業者が円滑に対応するための広報・啓発を行った。

加えて、委員会のウェブサイト内に、改正個人情報保護法により新たに法の適用を受けることとなる事業者向けに「中小企業サポートページ（個人情報保護法）」を開設したほか、「改正法の施行準備について」のページ及び「よくある質問」のページを新たに設け、ウェブサイト利用者の利便性を向上させた。

さらに、国民生活センターにおける消費生活相談員に向けた研修会を計4回開催したことに加え、消費生活センター関係の説明会を8回、計12回開催したところである。

2 マイナンバー法関係

マイナンバーガイドラインの内容について事業者等に周知するため、委員会は、業界団体等からの要請を受けて各種説明会に講師を派遣した（計6回、約540人参加）。なお、地方公共団体向けとして首長や事務担当者に対して安全管理措置等に関する説明を行ったこと、特定個人情報に係るインシデント対応の訓練を行ったことについては、第2章Ⅱ第1節2で述べたとおりである。

ウェブサイトの「マイナンバーヒヤリハットコーナー」において、「番号制度ヒヤリハット事例集」としてマイナンバーを取り扱う際の様々な基本的な注意点の紹介、また「転ばぬ先の事例集」としてマイナンバーの取得及び保管の場面でトラブルが起きそうな事例の紹介を行うなど、特定個人情報の取扱いについて情報を広く発信した。

その他、マイナンバー苦情あっせん相談窓口に関するリーフレット等を関係機関へ配布し、当該窓口の認知度向上のための広報を行った。

また、「子どものためのマイナンバーハンドブック」など、世代等に応じた三種類のマイナンバーハンドブックを作成し、ウェブサイトへの掲載を行うとともに、関係機関へ配布し、マイナンバー制度の広報啓発を行ったところである。

第3節 人材育成

委員会の所掌事務を着実に遂行するため、人材育成は重要な課題である。新規採用職員に対しては、「新規採用職員向けマイナンバー習熟テスト」の実施により、今後の委員会業務の前提となる知識の着実な定着を図った。

また、多様な人材の活用と育成のため、個人情報の保護及び利活用、マイナンバーの取扱いに係る監視・監督、特定個人情報保護評価、国際協力等の業務運営に必要な資質・職務遂行能力の向上を主な目的として、専門家を講師に招へいして研修を実施するほか、外部の専門機関等が実施する研修に積極的に参加する等、委員会内外の様々な機会を通じて研修を実施しているところである。

特に平成28年度においては、監視・監督機関としての委員会の性格及び業務内容にかんがみ、事務局職員にセキュリティ・ITの知見が不可欠であることから、サイバーセキュリティ分野における対応能力の向上及びセキュリティ・IT人材の確保・育成を図ることを目的に、専門機関が実施するサイバーセキュリティ研修への職員の派遣、若手職員を中心にセキュリティ・

I T関係の講座を有する大学及び大学院での講座受講、セキュリティ・I Tリテラシー等に関する研修の実施等、事務局職員の専門的知識の会得に重点を置いた研修の実施に注力した（付章12）また、国際業務の増加を踏まえて、語学力の向上を図るため、希望する職員を講座に出席させたところである。

付章 活動実績

1 委員会会議

回数	開催日	議題
第5回	平成28年 4月12日	<ul style="list-style-type: none">・ 医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供及び本人確認に関する事務全項目評価書の概要説明について・ 改正個人情報保護法に基づく政令等の方向性について・ 行政事業レビュー行動計画について・ 出張の報告（米国）について・ その他
第6回	平成28年 4月22日	<ul style="list-style-type: none">・ 東京薬業健康保険組合 適用、給付及び徴収関係事務全項目評価書の概要説明について・ 改正個人情報保護法に基づく委員会規則等の方向性について・ 医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供及び本人確認に関する事務全項目評価書について・ その他
第7回	平成28年 4月26日	<ul style="list-style-type: none">・ 出張の報告（米国）について・ 「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」及び「（別冊）金融業務における特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」に関するQ&Aの更新について・ その他
第8回	平成28年 5月20日	<ul style="list-style-type: none">・ 日本私立学校振興・共済事業団における短期給付に関する事務全項目評価書の概要説明について・ 東京薬業健康保険組合 適用、給付及び徴収関係事務全項目評価書について・ 「特定個人情報の取扱いの状況に係る行政機関等に対する定期的な検査に関する規則（案）」について・ 出張の報告（米国）について・ その他
第9回	平成28年 5月26日	<ul style="list-style-type: none">・ 個人情報保護法ガイドライン（安全管理措置、小規模配慮）の方向性について・ 日本私立学校振興・共済事業団における短期給付に関する事務全項目評価書について・ その他
第10回	平成28年 6月3日	<ul style="list-style-type: none">・ 要配慮個人情報に関する政令の方向性について・ 匿名加工情報に関する委員会規則等の方向性について・ 国際協力のためのネットワークへの参加について・ その他

第11回	平成28年 6月21日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認定個人情報保護団体に期待される役割等について ・ 番号法第十九条第八号に基づく特定個人情報の提供に関する委員会規則等の方向性について ・ 平成28年度特定個人情報の取扱いに関する監視・監督方針について ・ その他
第12回	平成28年 7月15日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人情報保護法施行令（案）及び施行規則（案）について ・ その他
第13回	平成28年 7月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成28年度検査計画について ・ 地方公共団体に対する説明会等の実施について ・ 定期的な報告に関する規則の方向性について ・ その他
第14回	平成28年 7月29日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全国健康保険協会における健康保険の資格適用及び保険給付に関する事務全項目評価書の概要説明について ・ 個人情報保護法施行規則（案）について ・ 個人データの円滑な国際的流通の確保のための取組について（案） ・ その他
第15回	平成28年 8月5日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全国健康保険協会における健康保険の資格適用及び保険給付に関する事務全項目評価書について ・ 個人情報の保護に関する基本方針の見直しの方針について ・ 第45回アジア太平洋プライバシー執行機関（APPA）フォーラム出張報告について ・ その他
第16回	平成28年 8月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人情報保護法質問ダイヤルに寄せられる質問及び回答例の委員会ホームページ上での公表について ・ 米国との連携強化に向けた取組について ・ 議事録の公開について
第17回	平成28年 9月6日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関東ITソフトウェア健康保険組合、東京実業健康保険組合及び東京都情報サービス産業健康保険組合の全項目評価書の概要説明について ・ 個人情報の保護に関する基本方針の一部変更案について ・ その他
第18回	平成28年 9月16日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人情報保護法施行令（案）及び施行規則（案）について ・ 関東ITソフトウェア健康保険組合、東京実業健康保険組合及び東京都情報サービス産業健康保険組合における適用、給付及び徴収関係事務全項目評価書について ・ 情報連携の対象となる独自利用事務の事例の拡大について ・ その他

第19回	平成28年 9月30日	<ul style="list-style-type: none"> 個人情報保護法ガイドライン（案）について その他
第20回	平成28年 10月6日	<ul style="list-style-type: none"> 人材派遣健康保険組合 適用、給付及び徴収関係事務全項目評価書の概要説明について 平成28年度上半期における個人情報保護委員会の活動実績について 平成27年度個人情報保護法施行状況の概要について 匿名加工情報に関する事務局レポートの方向性について 欧州委員会司法総局との協力対話の実施について その他
第21回	平成28年 10月14日	<ul style="list-style-type: none"> 預金保険法による預金等に係る債権の額の把握に関する事務全項目評価書の概要説明について 人材派遣健康保険組合 適用、給付及び徴収関係事務全項目評価書について 個人情報の保護に関する基本方針の一部変更案について その他
第22回	平成28年 11月1日	<ul style="list-style-type: none"> 全国土木建築国民健康保険組合国民健康保険事務全項目評価書の概要説明 について 預金保険法による預金等に係る債権の額の把握に関する事務全項目評価書 について 定期的な報告に関する規則案に係るパブリックコメント結果報告 地方公共団体等に対する安全管理措置に関する説明会の実施状況 その他
第23回	平成28年 11月8日	<ul style="list-style-type: none"> 国際的な取組について（案）
第24回	平成28年 11月15日	<ul style="list-style-type: none"> 東京薬業健康保険組合における適用、給付及び徴収関係事務全項目評価書の概要説明について 全国土木建築国民健康保険組合国民健康保険事務全項目評価書について 出張の報告（第38回データ保護プライバシー・コミッショナー国際会議）について その他
第25回	平成28年 11月22日	<ul style="list-style-type: none"> 東京薬業健康保険組合における適用、給付及び徴収関係事務全項目評価書について 個人情報保護法ガイドライン（案）について
第26回	平成28年 12月6日	<ul style="list-style-type: none"> 「個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について（案）」について

		<ul style="list-style-type: none"> ・ 「事業者における特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応について」の改正の方向性について ・ 改正個人情報保護法の施行日政令案について ・ その他
第27回	平成28年 12月13日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「金融関連分野における個人情報保護に関するガイドライン(案)」について(金融分野・信用分野・債権管理回収業分野) ・ 番号法第19条第8号に基づく規則案等に係るパブリックコメント結果報告 ・ 海外出張報告について ・ その他
第28回	平成29年 1月13日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定個人情報の取扱いに関する留意点の説明会の実施について ・ その他
第29回	平成29年 1月27日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療関連分野における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン(案)について(医療介護分野・医療保険分野) ・ 行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用に関する新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令案について ・ マイナンバーガイドライン改正案のパブリックコメント実施について ・ 独自利用事務の届出書の承認について ・ 海外出張報告について
第30回	平成29年 2月10日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 厚生労働省(公的年金業務等に関する事務 全項目評価書)の概要説明について ・ 「個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について(案)」について ・ 個人情報保護法ガイドライン等に関するQ&Aについて ・ 「金融関連分野における個人情報保護に関するガイドライン(案)」について(金融分野・信用分野・債権管理回収業分野) ・ 「行政機関等個人情報保護法に関する委員会規則(案)及びガイドライン(案)」について ・ 海外のデータ保護機関との意見交換について
第31回	平成29年 2月21日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公的年金業務等に関する事務全項目評価書について ・ 認定個人情報保護団体の認定等に関する指針(案)について ・ 匿名加工情報に関する事務局レポートについて ・ 「事業者における特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応について」の一部改正に係るパブリックコメントの実施について ・ その他

第 32 回	平成 29 年 3 月 6 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 海外出張報告 ・ その他
第 33 回	平成 29 年 3 月 15 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日本私立学校振興・共済事業団における公的年金業務等に関する事務全項目評価書の概要説明について ・ 医療関連分野における個人情報の適切な取扱いのためのガイドランス（案）について（医療介護分野・医療保険分野） ・ 個人情報保護委員会事務局組織令の改正について ・ マイナンバーガイドライン改正案のパブリックコメント結果及びマイナンバーガイドラインQ&Aの更新について ・ その他
第 34 回	平成 29 年 3 月 27 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国税庁（賦課・徴収）事務の概要説明 ・ 日本私立学校振興・共済事業団の承認について ・ 特定個人情報の取扱いの状況に係る地方公共団体等による定期的な報告の内容について ・ 情報連携の対象となる独自利用事務の事例の追加 ・ 「行政機関等個人情報保護法に関する個人情報保護委員会規則（案）」及び「行政機関等個人情報保護法についてのガイドライン（行政機関等非識別加工編）（案）」の意見募集の結果等について ・ 改正個人情報保護法に基づく権限の委任について ・ 海外出張報告について

2 特定個人情報の取扱いに関する監視・監督に係る処理状況

（平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日）

対応事項		件数等
特定個人情報の漏えい事案等の報告の受付		117 機関・165 件（※1） （うち「重大な事態」（※2）に該当：6 件）
立入検査の実施	行政機関	5 件
	地方公共団体	5 件
注意喚起等		6 件

※1 特定個人情報の漏えい事案等の報告の受付件数は、平成 29 年 3 月末時点のものである。

※2 「重大な事態」とは、「特定個人情報の漏えいその他の特定個人情報の安全の確保に係る重大な事態の報告に関する規則」第 2 条各号に掲げる事態である。

3 マイナンバー苦情あつせん相談窓口における内容別受付件数

(平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日)

	合計	通知カード・マイナンバーカードの取扱い	提供の求め・本人確認	利用目的	漏えい・紛失等	管理体制	個人情報保護法	苦情等窓口対応	不審な事案に関する情報提供	意見等
苦情 (※1)	59	3	24	0	8	20	1	2	1	0
相談	1,312	87	496	18	149	285	108	53	10	106
その他 (※2)	68	7	17	0	4	12	0	7	1	20
計	1,439	97	537	18	161	317	109	62	12	126

※1 事業者等における不適切な取扱い等に関する情報提供を含む。

※2 マイナンバー法又はマイナンバー制度に関する意見で他機関を紹介しているものを含む。

4 特定個人情報保護評価書の承認日

評価実施機関	評価書名	委員会承認日
社会保険診療報酬支払基金	医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供及び本人確認に関する事務全項目評価書	平成 28 年 4 月 22 日
東京薬業健康保険組合	東京薬業健康保険組合における適用、給付及び徴収関係事務全項目評価書	平成 28 年 5 月 20 日
日本私立学校振興・共済事業団	日本私立学校振興・共済事業団における短期給付に関する事務全項目評価書	平成 28 年 5 月 26 日
全国健康保険協会	全国健康保険協会における健康保険の資格適用及び保険給付に関する事務全項目評価書	平成 28 年 8 月 5 日
関東 IT ソフトウェア健康保険組合	関東 IT ソフトウェア健康保険組合 適用、給付及び徴収関係事務全項目評価書	平成 28 年 9 月 16 日
東京実業健康保険組合	東京実業健康保険組合 適用、給付及び徴収関係事務全項目評価書	平成 28 年 9 月 16 日
東京都情報サービス産業健康保険組合	東京都情報サービス産業健康保険組合 適用、給付及び徴収関係事務全項目評価書	平成 28 年 9 月 16 日
人材派遣健康保険組合	人材派遣健康保険組合 適用、給付及び徴収関係事務全項目評価書	平成 28 年 10 月 14 日
独立行政法人預金保険機構	預金保険法による預金等に係る債権の額の把握に関する事務全項目評価書	平成 28 年 11 月 1 日

全国土木建築国民健康保険組合	全国土木建築国民健康保険組合 国民健康保険事務全項目評価書	平成 28 年 11 月 15 日
東京薬業健康保険組合	東京薬業健康保険組合における適用、給付及び徴収関係事務全項目評価書（再実施）	平成 28 年 11 月 22 日
厚生労働大臣	公的年金業務等に関する事務全項目評価書（再実施）	平成 29 年 2 月 21 日
日本私立学校振興・共済事業団	日本私立学校振興・共済事業団における公的年金業務等に関する事務全項目評価書（再実施）	平成 29 年 3 月 27 日

5 評価実施機関の特定個人情報保護評価書の公表状況

（平成 29 年 3 月末日現在）

評価実施機関	評価書を公表した機関数	評価対象事務数	評価書種別		
			基礎項目	重点項目	全項目
行政機関の長	7	14	6	0	8
地方公共団体の長その他の機関	2, 167	30, 609	28, 686	1, 365	558
独立行政法人等	24	30	23	1	6
地方独立行政法人	1	1	1	0	0
地方公共団体情報システム機構	1	1	0	0	1
情報連携を行う事業者	628	806	691	46	69
合計	2, 828	31, 461	29, 407	1, 412	642

※ 全項目評価又は重点項目評価を実施する事務の場合は、全項目評価書又は重点項目評価書と併せて基礎項目評価書を公表することとなるが、この場合の基礎項目評価書の数は計上していない。

6 個人情報保護法質問ダイヤルの受付件数

期間	合計	質問主体別		質問内容上位 6 項目（1 質問で複数の項目に該当する場合を含む。）					
		事業者	個人	第三者提供	定義	利用目的	安全管理措置	開示等	施行日
平成 28 年 4 月 1 日～ 平成 29 年 3 月 31 日	10, 137	6, 531	3, 606	2, 822	1, 502	1, 296	980	523	378

7 主な国際会議への出席

国際会議名	開催日	開催国
プライバシー専門職国際協会グローバルプライバシーサミット 2016	平成 28 年 4 月 5 日・6 日	米国
国際標準化機構及び国際電気標準会議が共同で開催する国際標準に関する会議	平成 28 年 4 月 11 日～14 日	米国
第 59 回情報通信分野におけるデータ保護に関する国際ワーキンググループ	平成 28 年 4 月 25 日・26 日	ノルウェー
欧州評議会：データ保護に関するアドホック委員会会合及びデータ保護条約に関する国際会議	平成 28 年 6 月 15 日～17 日	フランス
第 45 回アジア太平洋プライバシー機関フォーラム	平成 28 年 7 月 21 日・22 日	シンガポール
APEC 貿易・投資委員会電子商取引運営グループ	平成 28 年 8 月 17 日～19 日	ペルー
第 38 回データ保護プライバシー・コミッショナー国際会議	平成 28 年 10 月 17 日～20 日	モロッコ
第 40 回 OECD デジタル経済政策委員会デジタル経済セキュリティ・プライバシー作業部会	平成 28 年 11 月 14 日～16 日	フランス
第 22 回日 EU・ICT 政策対話及び第 4 回日 EU・ICT 戦略ワークショップ	平成 28 年 11 月 30 日・12 月 1 日	ベルギー
第 46 回アジア太平洋プライバシー機関フォーラム	平成 28 年 12 月 1 日・2 日	メキシコ
インターネットエコノミーに関する日米政策協力対話 中間会合	平成 29 年 1 月 11 日	米国
APEC 貿易・投資委員会電子商取引運営グループ	平成 29 年 2 月 22 日～25 日	ベトナム

8 外国機関の往訪等

(1) 往訪

国名・機関名	往訪日
欧州委員会司法総局データ保護課長	平成 28 年 9 月 28 日
欧州委員会司法総局国際データ流通・保護課長	平成 28 年 10 月 20 日
欧州委員会司法総局長	平成 28 年 11 月 30 日
欧州委員会司法総局長	平成 29 年 1 月 18 日
(欧州) データ保護スーパーバイザー (EDPS)	平成 29 年 1 月 18 日
欧州委員会筆頭副委員長官房	平成 29 年 1 月 19 日
欧州議会議員	平成 29 年 1 月 20 日
(フランス) 情報処理と自由に関する国家委員会 (CNIL)	平成 29 年 1 月 31 日
オランダデータ保護機関副委員長	平成 29 年 2 月 2 日
(英国) 情報コミッショナーオフィス (ICO) 情報コミッショナー	平成 29 年 2 月 3 日
駐日ドイツ大使館	平成 29 年 2 月 17 日
駐日欧州連合代表部	平成 29 年 2 月 22 日

駐日英国大使館	平成 29 年 2 月 24 日
(ポーランド) 個人データ保護検査官 (G I O D O) 検査官	平成 29 年 3 月 7 日
(ドイツ) 連邦データ保護・情報自由監察官 (B f D I) コミッショナー	平成 29 年 3 月 8 日
欧州委員会副委員長、委員	平成 29 年 3 月 20 日

(2) 来訪

国名・機関名	来訪日
欧州委員会司法総局データ保護課長	平成 28 年 4 月 22 日
在日米国大使館商務担当公使、経済・科学担当公使	平成 28 年 8 月 8 日
米国商務省次官補代理	平成 28 年 9 月 5 日
米国商務省次官補代理	平成 28 年 10 月 19 日
(シンガポール) 個人データ保護委員会	平成 29 年 2 月 3 日
台湾工業技術研究院	平成 29 年 2 月 6 日
欧州委員会司法総局国際データ流通・保護課長	平成 29 年 3 月 10 日

9 特定個人情報の安全管理措置等についての説明会の実施状況

説明会の名称	回数	参加者数
社会保障・税番号制度担当者説明会	48 回	約 7,000 人
特定個人情報の取扱いに関する留意点の説明会	56 回	約 5,700 人
全国市長会秋期ブロック会議等	10 回	約 520 人
地方公共団体情報システム機構セミナー	8 回	約 540 人
マイナンバーガイドライン説明会	6 回	約 540 人
合 計	128 回	約 14,300 人

10 個人情報保護法に関する説明会の実施状況

説明会の分類	回数	参加者数
業界団体関係の説明会	22 回	約 2,500 人
中小企業関係の説明会	66 回	約 7,900 人
消費生活センター相談員関係の説明会	12 回	約 600 人
その他の説明会	92 回	約 15,700 人
合 計	192 回	約 26,700 人
うち CBPR システムについて説明を行ったもの	81 回	約 12,250 人

11 意見募集手続

意見募集案件名	意見募集対象の命令等の題名	案の公示日	結果の公示日	提出意見数
「個人情報の保護に関する法律施行令の一部を改正する政令(案)」及	・個人情報の保護に関する法律及び行政手続における	平成 28 年 8 月	平成 28 年 10 月	1,043 件

び「個人情報の保護に関する法律施行規則（案）」に関する意見募集について	特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令 ・個人情報の保護に関する法律施行規則	2日	5日	
「個人情報の保護に関する基本方針の一部変更案」に関する意見募集について	個人情報の保護に関する基本方針の一部変更	平成28年9月8日	平成28年10月28日	40件
「特定個人情報の取扱いの状況に係る地方公共団体等による定期的な報告に関する規則（案）」に関する意見募集について	特定個人情報の取扱いの状況に係る地方公共団体等による定期的な報告に関する規則	平成28年9月17日	平成28年11月15日	1件
「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編、外国にある第三者への提供編、第三者提供時の確認・記録義務編及び匿名加工情報編）（案）」に関する意見募集について	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編） ・個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（外国にある第三者への提供編） ・個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編） ・個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（匿名加工情報編） 	平成28年10月4日	平成28年11月30日	1,135件
「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく特定個人情報の提供に関する規則（案）」及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号の規定により提供することができる特定個人情報の範囲の限定に関する規則（案）」に関する意見募集について	<ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく特定個人情報の提供に関する規則 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号の規定により提供することができる特定個人情報の範囲の限定に関する規則 	平成28年11月10日	平成28年12月15日	2件

	る規則			
「個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について（案）」に関する意見募集について	個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について	平成 28 年 12 月 8 日	平成 29 年 2 月 16 日	117 件
「債権管理回収業分野における個人情報保護に関するガイドライン（案）」に関する意見募集について	債権管理回収業分野における個人情報保護に関するガイドライン	平成 28 年 12 月 15 日	平成 29 年 2 月 28 日	2 件
「信用分野における個人情報保護に関するガイドライン（案）」に関する意見募集について	信用分野における個人情報保護に関するガイドライン	平成 28 年 12 月 15 日	平成 29 年 2 月 28 日	3 件
「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン（案）」及び「金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針（案）」に関する意見募集について	<ul style="list-style-type: none"> 金融分野における個人情報保護に関するガイドライン 金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針 	平成 28 年 12 月 15 日	平成 29 年 2 月 28 日	150 件
「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインの一部を改正する件（告示案）」に関する意見募集について	<ul style="list-style-type: none"> 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）の一部改正 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）の一部改正 	平成 29 年 1 月 28 日	平成 29 年 3 月 29 日	11 件
「国民健康保険組合における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス（案）」及び「国民健康保険団体連合会等における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス（案）」に関する意見募集について	<ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険組合における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス 国民健康保険団体連合会等における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス 	平成 29 年 1 月 31 日	平成 29 年 4 月 14 日	4 件
「健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス（案）」に関する意見募集について	健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス	平成 29 年 1 月 31 日	平成 29 年 4 月 14 日	8 件
「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス（案）」に関する意見募集について	医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス	平成 29 年 1 月 31 日	平成 29 年 4 月 14 日	87 件
「独立行政法人等の保有する個人情報	独立行政法人等の保有する	平成 29	平成 29	2 件

報の保護に関する法律についてのガイドライン（独立行政法人等非識別加工情報編）（案）」に関する意見募集について	個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（独立行政法人等非識別加工情報編）	年 2 月 14 日	年 3 月 31 日	
「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関非識別加工情報編）（案）」に関する意見募集について	行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関非識別加工情報編）	平成 29 年 2 月 14 日	平成 29 年 3 月 31 日	6 件
「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第四章の二の規定による独立行政法人等非識別加工情報の提供に関する規則（案）」に関する意見募集について	独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第四章の二の規定による独立行政法人等非識別加工情報の提供に関する規則	平成 29 年 2 月 14 日	平成 29 年 3 月 31 日	2 件
「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第四章の二の規定による行政機関非識別加工情報の提供に関する規則（案）」に関する意見募集について	行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第四章の二の規定による行政機関非識別加工情報の提供に関する規則	平成 29 年 2 月 14 日	平成 29 年 3 月 31 日	1 件
「事業者における特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応についての一部を改正する件（告示案）」に関する意見募集について	事業者における特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応についての一部を改正する件	平成 29 年 2 月 22 日	平成 29 年 4 月 28 日	4 件
「認定個人情報保護団体の認定等に関する指針（案）」に関する意見募集について	認定個人情報保護団体の認定等に関する指針	平成 29 年 2 月 23 日	平成 29 年 4 月 21 日	4 件

12 職員研修

（1）委員会において主催した主なもの

実施日	テーマ
平成 28 年 4 月 7 日	転入職員研修（情報セキュリティ等）
平成 28 年 5 月 9 日	検査担当職員研修
平成 28 年 5 月 20 日	個人情報保護法とプライバシーマーク制度
平成 28 年 7 月 6 日	転入職員研修（情報セキュリティ等）
平成 28 年 7 月 14 日	英国 ICO の取組－同意監査と助言訪問
平成 28 年 7 月 20 日	今さら人に聞けない仕事と生活に役立つ基礎からのインターネットとセキュリティのはなし ～あなたの身近で起きているサイバー攻撃～
平成 28 年 8 月 4 日	職員が遵守すべき情報セキュリティと ISO27001 (ISMS)
平成 28 年 8 月 9 日	検査担当職員研修

平成 28 年 9 月 7 日	人工知能関連技術にて検討が可能な業務改善等について
平成 28 年 9 月 20 日	個人情報保護法に関する研修
平成 28 年 9 月 28 日	人はなぜ不正を犯すのか ～悪いコトをさせないためには～
平成 28 年 10 月 5 日	第 1 回新規採用職員向けマイナンバー習熟テスト
平成 28 年 10 月 6 日	個人情報保護委員会業務継続計画（BCP）について
平成 28 年 10 月 14 日	サイバーセキュリティに関する対応能力を強化するための研修（幹部職員向け）
平成 28 年 10 月 18 日	検査担当職員研修
平成 28 年 10 月 19 日	情報ツウのススメ。～情報の収集と活用の手引き～
平成 28 年 11 月 22 日	会計検査院の業務について
平成 28 年 11 月 25 日	行政事業レビューについて
平成 28 年 11 月 29 日	転入職員研修（情報セキュリティ等）
平成 28 年 11 月 30 日	第 2 回新規採用職員向けマイナンバー習熟テスト
平成 28 年 12 月 7 日	国家公務員の職務に係る倫理の保持について
平成 28 年 12 月 20 日～22 日、 平成 29 年 1 月 10 日～12 日	サイバーセキュリティに関する対応能力を強化するための研修（業務担当者向け）
平成 29 年 1 月 30 日、 2 月 6 日	サイバーセキュリティに関する対応能力を強化するための研修（全職員向け）
平成 29 年 2 月 14 日	サイバーセキュリティに関する対応能力を強化するための研修（管理職職員向け）
平成 29 年 2 月 17 日	社会保障制度－公的年金を題材に－（その 1）
平成 29 年 2 月 22 日	税理士からみたマイナンバー制度 ～税の世界に踏み込みながら、立入検査のための「気付き」を得る～
平成 29 年 3 月 8 日	監査法人が行う IT 関連の監査について ～IT 統制監査、システム監査を中心に～
平成 29 年 3 月 14 日	メンタルヘルス研修
平成 29 年 3 月 17 日	社会保障制度－公的年金を題材に－（その 2）
平成 29 年 3 月 28 日	検査担当職員研修

（2）外部研修として受講した主なもの

平成 28 年 5 月	予算編成支援システム研修（三段表作成システム（基本）コース） （財務省）
平成 28 年 5 月 24 日	公文書管理研修 I（国立公文書館）
平成 28 年 6 月 2 日	第 1 回 CSIRT 研修（内閣サイバーセキュリティセンター）
平成 28 年 6 月 10 日	予算編成支援システム研修（三段表作成システム（応用）コース） （財務省）
平成 28 年 6 月 30 日	第 2 回 CSIRT 研修（内閣サイバーセキュリティセンター）

平成 28 年 7 月 22 日	メンター養成研修 (人事院)
平成 28 年 7 月 27 日、 28 日	第 1 回 NISC 勉強会 (内閣サイバーセキュリティセンター)
平成 28 年 8 月～10 月	平成 28 年度情報セキュリティに関する e ラーニング (内閣サイバーセキュリティセンター)
平成 28 年 8 月 25 日	第 3 回 CSIRT 研修 (内閣サイバーセキュリティセンター)
平成 28 年 9 月 15 日	第 4 回 CSIRT 研修 (内閣サイバーセキュリティセンター)
平成 28 年 10 月	予算編成支援システム研修 (予算書定員管理システムコース) (財務省)
平成 28 年 10 月 11 日	予算編成支援システム研修 (予算書作成支援システムコース) (財務省)
平成 28 年 10 月 13 日、 14 日	第 2 回 NISC 勉強会 (内閣サイバーセキュリティセンター)
平成 28 年 11 月 10 日	平成 28 年度 CSIRT 訓練 (内閣サイバーセキュリティセンター)
平成 28 年 11 月 17 日	第 5 回 CSIRT 研修 (内閣サイバーセキュリティセンター)
平成 28 年 12 月 15 日	第 6 回 CSIRT 研修 (内閣サイバーセキュリティセンター)
平成 29 年 1 月 16 日、 17 日	第 4 回 NISC 勉強会 (内閣サイバーセキュリティセンター)
平成 29 年 1 月 25 日、 26 日	実践的サイバー防御演習 CYDER (総務省)
平成 29 年 2 月 6 日～ 10 日	会計監査事務職員研修
平成 29 年 2 月 16 日	第 7 回 CSIRT 研修 (内閣サイバーセキュリティセンター)
平成 28 年度第 1 四半期	情報システム統一研修 (平成 28 年度第 1 / 四半期) (総務省)
平成 28 年度第 2 四半期	情報システム統一研修 (平成 28 年度第 2 / 四半期) (総務省)
平成 28 年度第 3 四半期	情報システム統一研修 (平成 28 年度第 3 / 四半期) (総務省)
平成 28 年度第 4 四半期	情報システム統一研修 (平成 28 年度第 4 / 四半期) (総務省)

(3) 大学等へ派遣し研修を実施した主なもの

平成 28 年 8 月 25 日～ 12 月 14 日	語学 (英語) 研修
平成 28 年 8 月 29 日～ 平成 29 年 1 月 24 日	情報法
平成 28 年 9 月 20 日～ 平成 29 年 2 月 7 日	情報セキュリティマネジメントシステム